

「知的財産推進計画2015」(案)の概要

平成27年6月

「知的財産推進計画2015」(案)について

1. 経緯

- 4月14日に知的財産戦略本部を開催し、総理より、①地域中小企業の知財戦略強化と地方における産学・産産連携の促進、②知財紛争処理システムの活性化、③コンテンツと周辺産業の一体的な海外展開、に重点をおいた検討を行い、知的財産推進計画2015のとりまとめに向けて検討を加速するよう指示。

2. 推進計画の構成

第1部 重点3本柱

1. 地方における知財活用の推進
2. 知財紛争処理システムの活性化
3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

第2部 重要8施策

1. 世界最速・最高品質の審査体制の実現
2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化
3. 国際標準化・認証への取組
4. 産学官連携機能の強化
5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備
6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化
7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進
8. 知財人財の戦略的な育成・活用

1 地方における知財活用の推進

現状と課題

- 技術などの知的財産を権利化している中小企業数は、全中小企業385万社の1%にも満たないわずか3.3万社。
- ビジネスの視点からの中小企業による知財活用や、中小企業と大企業・大学とが知財面で連携しビジネス化する取組の強化が課題。また、農林水産分野においても模倣品等への迅速かつ的確な対応が必要。

取り組むべき施策

◎知財事業化に向けた中小企業の知財戦略の強化

- 中小企業の様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口である都道府県の「よろず支援拠点」における相談体制及び「知財総合支援窓口」との連携を強化
- 「知財総合支援窓口」においては、(独)工業所有権情報・研修館の下で、専門家を活用した事業戦略を踏まえた知財戦略構築支援を強化

◎地域中小企業と大企業・大学との知財連携強化

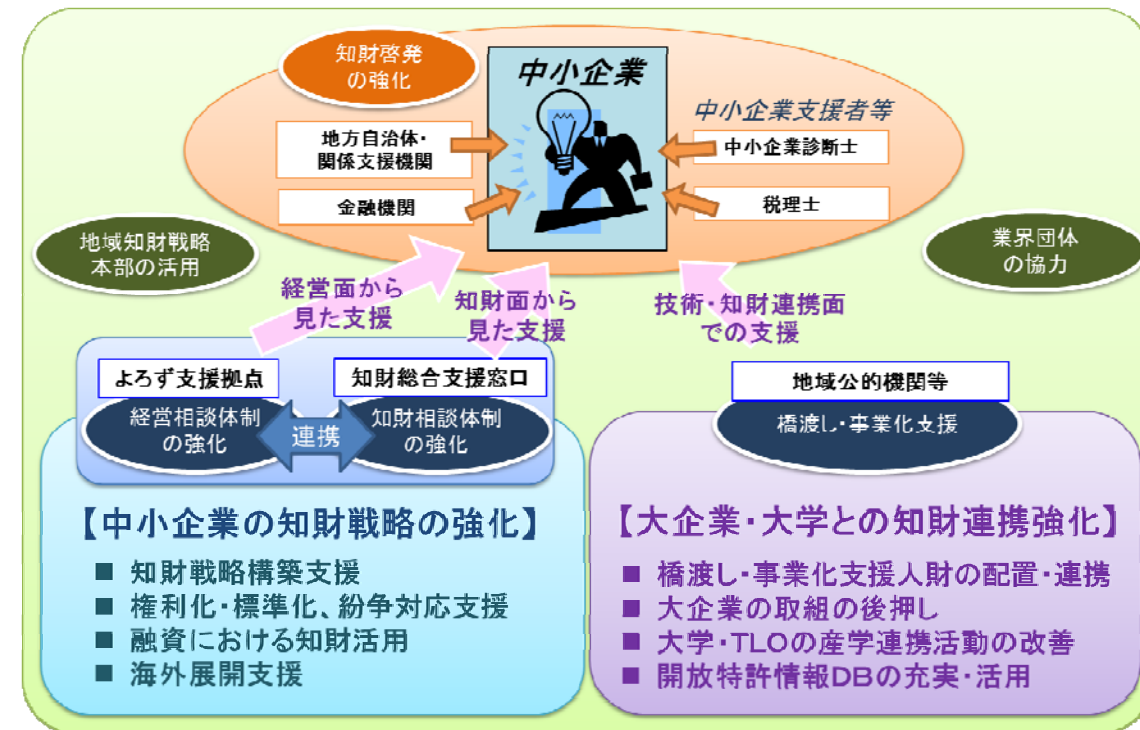
- 中小企業と大企業・大学との知財連携を強化するため、橋渡し・事業化支援人材を各地域に配置・派遣。これら人材を相互に連携させるため、情報交流を行う場を創設
- 特に大企業の参加を後押しするため、知財功労賞等の表彰制度や好事例の共有機会を活用

◎農林水産分野における知財戦略の推進

- 農林水産分野の知財戦略の着実かつ強力な実施や、地理的表示保護制度の活用によるブランド化の促進

施策のイメージ

「地方知財活用促進プログラム」



2 知財紛争処理システムの活性化

現状と課題

- 知財高裁の創設から10年経過し、我が国知財紛争処理システムは、迅速性、予見可能性等の点で一定の評価。
- 他方、権利の安定性、証拠収集の困難さ(例:製造技術)、損害賠償額の水準や、中小企業・地方当事者の利便性等の課題も存在。
- グローバル化に鑑み、我が国の知財紛争システムへの理解増進のため、更なる海外発信・情報公開が必要。

取り組むべき施策

◎知財紛争処理システム機能強化の総合的検討

- 知財訴訟において、①権利付与から紛争処理を通じた権利の安定性の向上、②権利者の立証負担を軽減するための証拠収集手続の改善、③ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現など、知財紛争処理システムの機能強化を総合的に検討

◎中小企業・地方当事者の知財訴訟遂行支援

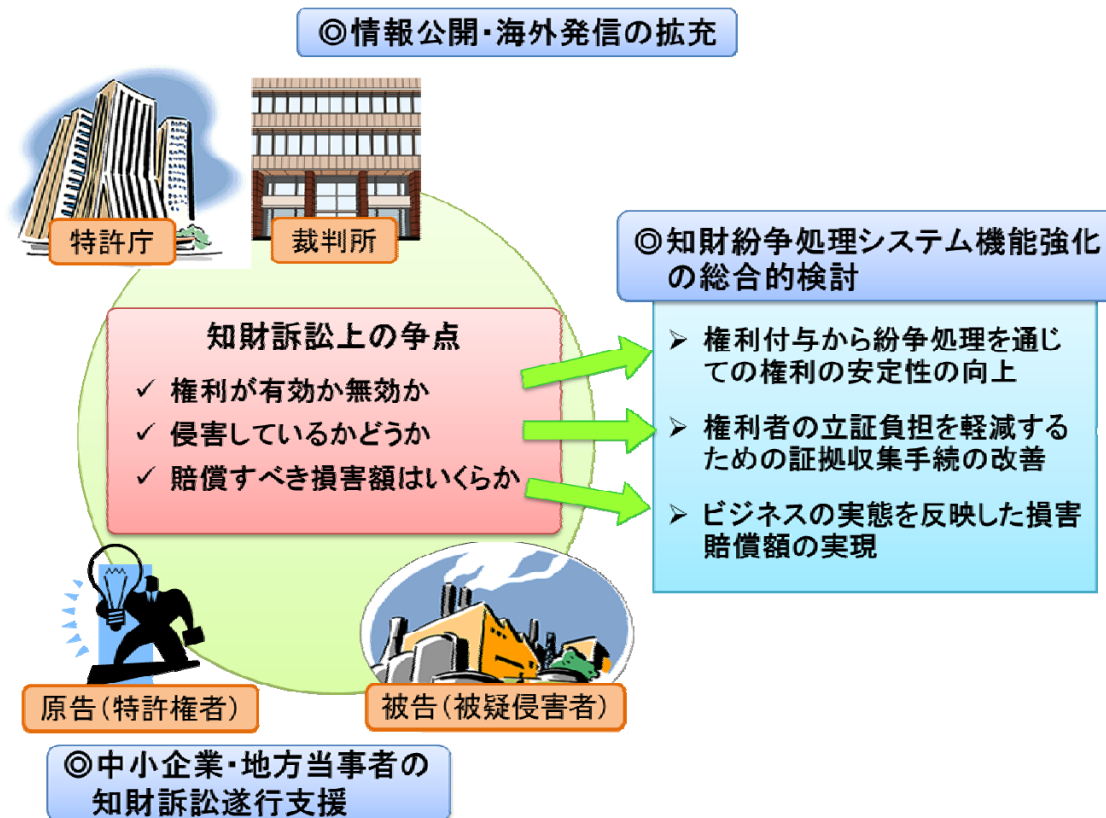
- 大企業との紛争未然防止、訴訟対応を支援する専門家による中小企業支援体制の強化
- 地方からの知財司法アクセス確保のため、テレビ会議システムの活用促進

(注)特許訴訟の地裁での管轄は、東京、大阪のみ

◎情報公開・海外発信の拡充

- 知財紛争処理に係る情報の公開及び英語による海外情報発信を強化

施策のイメージ



3 コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

現状と課題

- 日本コンテンツの海外展開は、アジア諸国においても、欧米や韓国のコンテンツの後塵を拝している。
- 関連産業も含めた収益を生み出す構造を作り出すため、①海外展開しやすいコンテンツの制作・確保、②継続的な展開による浸透、③コンテンツと周辺産業・地域との連携を一体的に進めることが重要。

取り組むべき施策

◎海外展開しやすいコンテンツ制作・確保

- ・ 放送番組海外展開のための実演に係る権利処理の一層の迅速化
- ・ 国際共同製作や日本コンテンツの現地化の支援を継続的に実施

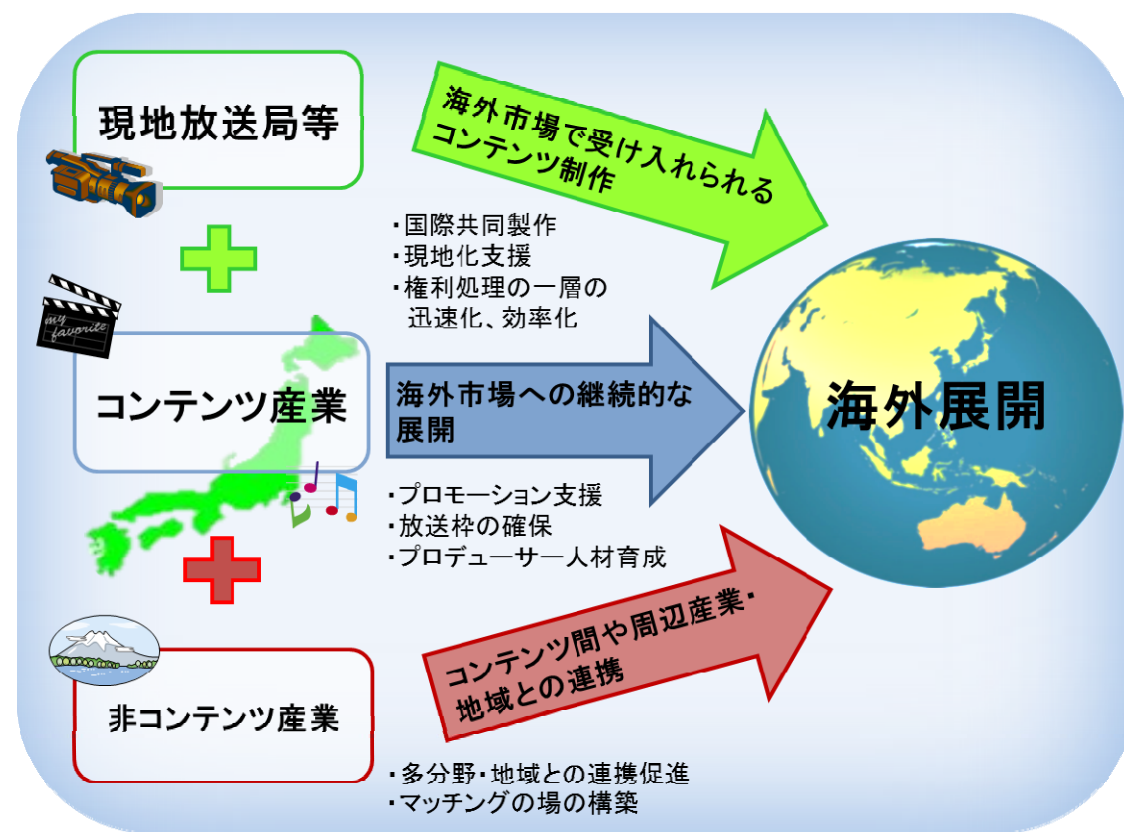
◎海外への継続的な展開

- ・ 日本コンテンツのプロモーション、海外での放送枠確保への支援を継続的に実施
- ・ 海外への留学・インターンシップにより、国際的に通用するプロデューサー人材育成

◎コンテンツと周辺産業との連携強化

- ・ コンテンツを軸に業種の垣根を越えた連携を実現するため、情報共有、マッチング等の促進のための横断的組織(「官民連携プラットフォーム」)を創設、この下で、多様な事業者が参加するマッチングフォーラムを開催

施策のイメージ



第2部 重要8施策(主な内容)

1. 世界最速・最高品質の審査体制の実現

- 審査体制の更なる整備・強化等を通じ、審査請求から特許権利化までの審査期間と一次審査通知までの期間を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にするとともに、特許審査の品質維持・向上を図り、質の高い審査結果を国内外へ早期に発信

2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化

- 新たな職務発明制度に向けて、特に、関係者の意見を聴取して、使用者等と従業者等の調整の手續に関するガイドラインを策定
- 営業秘密保護の強化に向けて、営業秘密保護マニュアルを策定。また、官民の実務者間において、営業秘密漏えいに関する最新手口及び対策に係る情報交換のため営業秘密官民フォーラムを開催

3. 国際標準化・認証への取組

- 自治体や産業支援機関や関係団体・認証機関等の幅広い関係者との連携の下で、案件発掘から標準策定や認証までのきめ細やかな支援体制を構築
- 標準化をビジネスツールとして戦略的に活用することができる人財を育成するため、管理職、営業職等を対象とした人財育成プログラムの実施や、大学における標準化講座の導入を促進

4. 産学官連携機能の強化

- 大学と企業間での共同研究契約について、特許出願と契約の在り方について検討し、柔軟な契約締結を大学・企業に対して働きかけ
- 大学の外国出願等を支援するとともに、大学自身の知財戦略策定及び自立的な知財マネジメントの実行を促進

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

- インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討
- デジタル教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討

6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

- 書籍、文化財、放送番組、マンガ・アニメなど多岐にわたるアーカイブの連携・横断の促進(統合ポータルサイトの整備)、分野ごとの取組の強化、権利者不明著作物(孤児著作物)の利用円滑化等のための著作権制度整備(裁定制度における補償金供託の見直し等)の一体的な実施
- 関係省庁、国立国会図書館、主要アーカイブ機関による連携を図るための協議会を設置

7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進

- 侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施
- インターネット上で国境を越えて我が国に対して模倣品・海賊版を発信するサイトや行為に対する措置の在り方を検討

8. 知財人財の戦略的な育成・活用

- 「知的財産人材育成総合戦略」における様々な主体による知財人材育成の取組を横断的に検証し、今後求められる知財人材像とその育成の在り方について検討